

# 広報・WEB展開時に必要な『著作権』の基礎と実務対応

～コンテンツ利用・制作に関し実務担当者が知って

おくべき「著作権」、最新動向、トラブル事例とリスク対応等～

●日時● 2017年8月31日(木) 13:30～16:30

●会場● TKP市ヶ谷カンファレンスセンター (東京・市ヶ谷) カンファレンスルーム 3D

解説 柴野 相雄 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

【略歴】2002年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2010年米国ワシントン大学ロースクール(知的財産法コース)卒業、同年サンフランシスコのモルガン・ルイス&パッキアス法律事務所勤務。2011年TMI 総合法律事務所復帰。2014年パートナー就任。2016年慶應義塾大学法科大学院非常勤教員就任(知的財産法務ワークショップ・プログラム)。知的財産法、Eコマース関連法、情報の保護に関する法分野を専門としており、IT、インターネット、広告、メディア、エンタテインメントビジネスに関する裁判、仲裁および法律相談を多く扱う。近時の主な著書、論文として、「個人情報管理ハンドブック(第3版)」「(商事法務2016年7月発行予定)」「M&Aを成功に導く知的財産デューデリジェンスの実務(第3版)」「(中央経済社2016年5月)」「ジュリスト増刊 実務に効く 企業犯罪とコンプライアンス判例精選」(有斐閣2016年5月 第6章23「個人情報保護」執筆)、「IT・インターネットの法律相談」(青林書院2016年1月)、「著作権の法律相談Ⅰ・Ⅱ」(青林書院2016年1月)、「プレイヤーの多様化と急速なグローバル化の中で自社の優位性を特許で確保するために」(The Lawyers 2015年6月号)、「著作権法のフロンティア第2回「翻案権」」(ジュリスト1450号)有斐閣2013年(共著)等がある。

稲垣 勝之 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

【略歴】2006年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2014年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M., Entertainment Law Certificate)、同年シェパード・マリン・リクター・アンド・ハンブトン法律事務所(ロサンゼルスオフィス)勤務、2015年プレイヤー・キャッシュマン法律事務所(ニューヨークオフィス)勤務、同年ニューヨーク州弁護士資格取得、同年TMI 総合法律事務所復帰。主な取扱分野は知的財産権、IT・通信、メディア・エンタテインメント・スポーツ・ブランド、訴訟等。近時の主な著書、論文として、「著作権の法律相談Ⅰ・Ⅱ」(青林書院2016年1月)、「名誉毀損の慰謝料算定 名誉・信用・プライバシー・肖像・パブリシティ侵害の慰謝料算定実務」(学陽書房、2015年、共著)、「著作権法のフロンティア第2回「翻案権」」(ジュリスト1450号)有斐閣2013年(共著)等がある。

## ◆ 開催にあたって

近年のWEBやメディア環境の変化に伴い、企業の広報・宣伝活動は、年々複雑化しております。今状況下において、実務担当者が気づかぬうちに第三者の権利を侵害しているケースも非常に多く、大きなトラブルに発展するケースも決して少なくありません。コンプライアンス面からのリスク管理はもちろん、業務への迅速性が求められる今、「著作物」への正しい理解と適切な配慮が、強く求められています。

本講座では、まずは近年のWEB環境や法改正等の最新動向を踏まえ、「著作権とは何か」や著作物利用上の留意点等について解説します。その上で、広報・WEB展開時に留意すべき事項ならびに、トラブル回避のために企業が講ずべき実務対策についても紹介していきます。

＜詳細は裏面をご覧ください＞

## ●受講料● 1名(税込み、資料代込)

正会員	33,480円 本体価格 31,000円
一般	36,720円 本体価格 34,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者へFAXまたはE-mailにてお送りください。後日(開催日1週間～10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

●申込書をFAXでご送信頂く場合、FAX番号を間違えないようご注意ください。当会のホームページ(<https://www.bri.or.jp>)からもお申込みいただけます。

\*お申込み後のキャンセルは、原則としてお引き受けいたしかねますので、お申込者が出席できない場合、代理の方のご出席をお願いします。

一般社団法人 企業研究会 第2研究事業G  
担当：宇田川 E-mail: [udagawa@bri.or.jp](mailto:udagawa@bri.or.jp)  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F  
TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

171483-0403			
申込書 広報・WEB展開時に必要な『著作権』の基礎と実務対応			
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属	役職
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属	役職
Eメール			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

# 広報・WEB展開時に必要な『著作権』の基礎と実務対応

～コンテンツ利用・制作に関し実務担当者が知っておくべき「著作権」、最新動向、トラブル事例とリスク対応等

13:30

## I. どんな情報が著作権で守られるのか

- (1) 著作物とは？ 著作物から除かれる情報とは？
- (2) 簡単な文章（Twitterは？）、簡単な図柄などでも著作権が発生するのか？
- (3) 著作物性が問題となった各種裁判例の紹介

## II. どんな利用に著作権は及ぶのか

- (1) 著作権は何についての禁止事項か
- (2) 著作権が保護されるための条件は？

## III. どうしたら著作権侵害となるのか

- (1) 複製権、翻案権侵害の判断基準と各種裁判例の紹介
- (2) 他人の著作物を許諾なく利用できる場合とは？
- (3) その他のトラブル事例の紹介（キュレーションメディア含む）

## IV. 著作権以外に知っておきたい権利

- (1) 名誉・プライバシー権／肖像権／パブリシティ権
- (2) 商標権／不正競争防止法
- (3) 不当表示に関する法律

## V. 広報・WEB展開に役立つ最新トラブル裁判例

## VI. 自社の新聞記事やTV映像等を社内共有、広報利用する際の留意点

- (1) 記事の社内での回覧
- (2) イン트라ネットへの掲載
- (3) コーポレートサイトへの掲載
- (4) iPad等のモバイル端末に取り込んで顧客に見せること等、その他の利用行為について

## VII. 企業が講ずべき実務対策

- (1) 権利を侵害しないために何をすべきか
  - ①自社で広報コンテンツを制作する場合
    - ・職務著作とは？
    - ・知財管理規程の作成
  - ②他社に広報コンテンツの制作を委託する場合
    - ・権利は誰のものか？
    - ・契約書に何を書くべきか？
- (2) 権利侵害者に何をすべきか

## VIII. 著作権のコンプライアンス（チェックシート）

16:30